取扱職種の範囲等の明示

株式会社 株式会社Kaien 有料職業紹介事業許可番号(13-ユ-304643)

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5により、以下項目を明示します。

●取扱職種の範囲等

- ・取扱職種:全職種(若者雇用促進法第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない。)
- 地域: 国内

●手数料に関する事項

- ・求職者から徴収する手数料はありません。
- ・求人者から徴収する手数料等については下記手数料表(消費税を除く)のとおりです。

・水八石かり球収りる子数科寺につい	(は下記手数科衣(相質税を除く)のとわりです。
サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
	手数料負担者は 求人者 とします。
求人・求職の申込みを受理した時以	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年
降、求人・求職者に提供する紹介の	間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されて
サービス	いる額)の
	<u>50 %を上限とする</u>
	手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年
者に対する専門的な相談・助言	間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されて
	いる額)の
	<u>50 %を上限とする</u>
	手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開	着手金 <u>20万 円を上限とする</u>
拓やそのための調査・探索	活動1日当たり <u>20万 円を上限とする</u>
	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年
	間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されて
	いる額)の
	<u>50 %を上限とする</u>
	手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年
する専門的な相談・助言	間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されて
	いる額)の
	_ 50 %を上限とする
	手数料負担者は関係雇用主とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱に関する事項

当事業所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

なお、求職者等の個人情報の収集は、職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供すること等を目的として行います。

- 1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、 法人窓口担当職員とする。個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者 東海林 彩子 とする。
- 2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講するものとする
- 3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、停滞なく訂正を行

うものとする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に務めることとする。

4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 東海林 彩子 とする。

●返戻金制度に関する事項

当事業所は、返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に手数料の一部を払戻する制度)は以下のとおり設定しています。

- ・就業開始後1ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合・・・ 80%払い戻し
- ・就業開始後3ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合・・・・ 50%払い戻し
- ・就業開始後6ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合・・・・ 10%払い戻し
- ・就業開始後6ヶ月以降の自己都合退職又は解雇の場合・・・・ 返戻金なし